

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前		改定後	
<u>追加特約（賠償用）</u>		<u>追加特約（賠償用）</u>	
第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。		第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義	用語	定義
(略)		(略)	
特定感染症事故	<p>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）において、介護サービス利用者が<u>次のいずれかの感染症を発症したことをいいます。ただし、①に規定する感染症については、その発症について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限り</u>ます。</p> <p>① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*18）</p>	特定感染症事故	<p><u>次のいずれかに該当することをいいます。</u></p> <p>① 記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）において、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*18）<u>の病原体に感染した</u>こと。ただし、<u>その感染</u>について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限りです。 <u>なお、介護サービス利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または指定感染症（*18）の病原体に感染したことを記名被保険者が認識した時</u></p>

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前			改定後											
	②	新型コロナウイルス感染症（*19）			<p><u>に事故が発生したものとみなします。</u></p> <p>② <u>新型コロナウイルス感染症（*19）の病原体に感染した者（*20）が、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）に滞在または接触したこと。なお、下表の条件に応じて、下表の時に事故が発生したものとみなします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>条件</th> <th>事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア.</td> <td><u>感染した者（*20）が医師により陽性診断される前に、記名被保険者が第12条（業務固有補償④-介護業務）（5）に規定する費用を負担した場合</u></td> <td><u>感染した者（*20）が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時</u></td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td><u>感染した者（*20）が医師により陽性診断された後に、記名被保険者が第12条（5）</u></td> <td><u>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）に滞在または接触した感染し</u></td> </tr> </tbody> </table>		条件	事故の発生の時	ア.	<u>感染した者（*20）が医師により陽性診断される前に、記名被保険者が第12条（業務固有補償④-介護業務）（5）に規定する費用を負担した場合</u>	<u>感染した者（*20）が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時</u>	イ.	<u>感染した者（*20）が医師により陽性診断された後に、記名被保険者が第12条（5）</u>	<u>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）に滞在または接触した感染し</u>
	条件	事故の発生の時												
ア.	<u>感染した者（*20）が医師により陽性診断される前に、記名被保険者が第12条（業務固有補償④-介護業務）（5）に規定する費用を負担した場合</u>	<u>感染した者（*20）が、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時</u>												
イ.	<u>感染した者（*20）が医師により陽性診断された後に、記名被保険者が第12条（5）</u>	<u>記名被保険者が介護サービスを提供する施設（*17）に滞在または接触した感染し</u>												

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後			
<p>(略)</p> <p>(* 5) 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス (<u>*20</u>) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> <p>(* 6) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布 (<u>*21</u>) のみに起因するものを除きます。</p> <p>(* 7) 所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約による所有権留保は含みません。</p> <p>(* 8) 事業活動のうち、次の行為をいいます。</p> <p>ア. ネットワーク (<u>*22</u>) の所有、使用または管理</p> <p>イ. ア. のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ (<u>*23</u>) の提供 (<u>*24</u>)</p>				<p>に規定する費用を負担した場合</p> <p>た者 (<u>*20</u>) が、医師により陽性診断された事実を記名被保険者が最初に認識した時</p> <p>(略)</p> <p>(* 5) 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス (<u>*21</u>) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p> <p>(* 6) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布 (<u>*22</u>) のみに起因するものを除きます。</p> <p>(* 7) 所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約による所有権留保は含みません。</p> <p>(* 8) 事業活動のうち、次の行為をいいます。</p> <p>ア. ネットワーク (<u>*23</u>) の所有、使用または管理</p> <p>イ. ア. のネットワーク上におけるプログラムまたはデータ (<u>*24</u>) の提供 (<u>*25</u>)</p>

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p>(※10) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (※25) により特定の個人を識別することができるもの (※26) イ. 個人識別符号 (※27) が含まれるもの</p> <p>(※11) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p> <p>(※12) 個人情報 (※10) が被害者 (※28) 以外の他者 (※29) に知られたこと (※30) または法人情報 (※11) が被害法人 (※31) 以外の他者 (※29) に知られたこと (※30) をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>(※17) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p> <p>(※18) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p>(※19) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。</p>	<p>(略)</p> <p>(※10) 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (※26) により特定の個人を識別することができるもの (※27) イ. 個人識別符号 (※28) が含まれるもの</p> <p>(※11) 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p> <p>(※12) 個人情報 (※10) が被害者 (※29) 以外の他者 (※30) に知られたこと (※31) または法人情報 (※11) が被害法人 (※32) 以外の他者 (※30) に知られたこと (※31) をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>(※17) 訪問介護先の個人宅を除きます。</p> <p>(※18) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p>(※19) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。</p> <p><u>(※20) 医師により陽性診断された者をいい、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (※17) に滞在または接触した後に医師により陽性診断された場合を含みます。ただし、本条「特定感染症事故」の定義中の②ア.の条件に該当</u></p>

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後
<p>(*20) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</p> <p>(*21) 特定の者への伝達を含みます。</p> <p>(*22) 他人に使用させる目的のものを除きます。</p> <p>(*23) 他人のために製造・販売したものを除きます。</p> <p>(*24) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。</p> <p>(*25) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号 (*27) を除きます。</p> <p>(*26) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。</p> <p>(*27) 次のものをいいます。</p> <p>ア. マイナンバー</p> <p>イ. 運転免許証番号</p> <p>ウ. 旅券番号</p> <p>エ. 基礎年金番号</p> <p>オ. 保険証番号</p> <p>カ. ア. からオ. までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号</p> <p>(*28) 漏えい (*12) した個人情報 (*10) によって識別される個人をいいます。</p>	<p><u>する場合は、医師により陽性診断される前に感染の疑いがある状態で、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (*17) に滞在または接触した事実を記名被保険者が最初に認識した時からその日を含めて 14 日以内に医師により陽性診断された者に限ります。</u></p> <p>(*21) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。</p> <p>(*22) 特定の者への伝達を含みます。</p> <p>(*23) 他人に使用させる目的のものを除きます。</p> <p>(*24) 他人のために製造・販売したものを除きます。</p> <p>(*25) 記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。</p> <p>(*26) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号 (*28) を除きます。</p> <p>(*27) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。</p> <p>(*28) 次のものをいいます。</p> <p>ア. マイナンバー</p> <p>イ. 運転免許証番号</p> <p>ウ. 旅券番号</p> <p>エ. 基礎年金番号</p> <p>オ. 保険証番号</p> <p>カ. ア. からオ. までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号</p> <p>(*29) 漏えい (*12) した個人情報 (*10) によって識別される個人をいいます。</p>

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前	改定後												
<p>す。</p> <p>(<u>*29</u>) 次のア. からエ. までのいずれにも該当しない者をいいます。</p> <p>ア. 保険契約者</p> <p>イ. 被保険者</p> <p>ウ. ア. またはイ. の者によって個人情報（*10）の使用または管理を認められた事業者</p> <p>エ. ア. またはウ. の者の使用人</p> <p>(<u>*30</u>) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>(<u>*31</u>) 漏えい（*12）した法人情報（*11）によって識別される法人をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>す。</p> <p>(<u>*30</u>) 次のア. からエ. までのいずれにも該当しない者をいいます。</p> <p>ア. 保険契約者</p> <p>イ. 被保険者</p> <p>ウ. ア. またはイ. の者によって個人情報（*10）の使用または管理を認められた事業者</p> <p>エ. ア. またはウ. の者の使用人</p> <p>(<u>*31</u>) 知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>(<u>*32</u>) 漏えい（*12）した法人情報（*11）によって識別される法人をいいます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>												
<p>第12条（業務固有補償④-介護業務）</p> <p>記名被保険者の日本国内における介護業務による事故については、次の規定を適用します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した特定感染症事故 (<u>*2</u>) およびサービス利用者搜索事故について、記名被保険者が事故ごとに次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。</p> <table border="1" data-bbox="138 1262 1099 1453"> <thead> <tr> <th>事故</th> <th>費用</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td>消毒費用</td> <td>感染症の蔓延^{まん}または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (<u>*3</u>) の消毒ならびにこれらに備</td> </tr> </tbody> </table>	事故	費用	内容	特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延 ^{まん} または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (<u>*3</u>) の消毒ならびにこれらに備	<p>第12条（業務固有補償④-介護業務）</p> <p>記名被保険者の日本国内における介護業務による事故については、次の規定を適用します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 当社は、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した特定感染症事故およびサービス利用者搜索事故について、記名被保険者が事故ごとに<u>必要かつ有益な</u>次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により保険金を支払います。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1262 2116 1453"> <thead> <tr> <th>事故</th> <th>費用</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td>消毒費用</td> <td>感染症の蔓延^{まん}または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (<u>*2</u>) の消毒ならびにこれらに備</td> </tr> </tbody> </table>	事故	費用	内容	特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延 ^{まん} または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (<u>*2</u>) の消毒ならびにこれらに備
事故	費用	内容											
特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延 ^{まん} または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (<u>*3</u>) の消毒ならびにこれらに備											
事故	費用	内容											
特定感染症事故	消毒費用	感染症の蔓延 ^{まん} または再発を防止するために、記名被保険者が介護サービスを提供する施設 (<u>*2</u>) の消毒ならびにこれらに備											

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前			改定後										
		え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、 <u>当社が必要と認めたもの</u> をいいます。			え付けられている什器・備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。								
	検査費用	<u>記名被保険者の使用人または介護サービス利用者1名</u> ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。		検査費用	<p><u>次のいずれかに該当する費用</u>をいいます。</p> <p><u>(1) 下表の者1名</u>ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を<u>医師が</u>診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、<u>医師の</u>診断後に支出したものを除きます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td><u>賠償責任補償条項第1節第2条(被保険者) (1) ②または③の者</u></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>介護サービス利用者</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 下表の者のうち、新型コロナウイルス感染症(*3)の病原体に感染した疑いがある者を対象に、その感染の有無を判定するために支出した検査費および交通費等の費用</u>をいいます。ただし、<u>医師が診断するために支出したものを除きます。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td><u>賠償責任補償条項第1節第2条(1) ②または③の者</u></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>介護サービス利用者</u></td> </tr> </table>	①	<u>賠償責任補償条項第1節第2条(被保険者) (1) ②または③の者</u>	②	<u>介護サービス利用者</u>	①	<u>賠償責任補償条項第1節第2条(1) ②または③の者</u>	②	<u>介護サービス利用者</u>
①	<u>賠償責任補償条項第1節第2条(被保険者) (1) ②または③の者</u>												
②	<u>介護サービス利用者</u>												
①	<u>賠償責任補償条項第1節第2条(1) ②または③の者</u>												
②	<u>介護サービス利用者</u>												

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前			改定後										
	予防費用	記名被保険者の使用人または介護サービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、 <u>当会社が必要と認めたもの</u> をいいます。		予防費用	<p><u>下表の者</u>への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>賠償責任補償条項第1節第2条(1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②または③の者</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>介護サービス利用者</td> </tr> </table>	①	賠償責任補償条項第1節第2条(1)		②または③の者	②	介護サービス利用者		
	①	賠償責任補償条項第1節第2条(1)											
	②または③の者												
②	介護サービス利用者												
	通信費用	親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。		通信費用	<u>介護サービス利用者</u> の親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。								
サービス利用者 者搜索事故	搜索費用	記名被保険者が、行方不明となった介護サービス利用者进行搜索する活動に必要な費用をいい、介護サービス利用者の搜索のための広告等の作成費用および記名被保険者の使用人の超過勤務手当ならびに記名被保険者が臨時に雇用した際に要する費用を含みます。ただし、警察署長へ行方不明の届出が行われた日から発見されるまでに支出したものに限ります。	サービス利用 者搜索事故	搜索費用	記名被保険者が、行方不明となった介護サービス利用者进行搜索する活動に必要な費用をいい、介護サービス利用者の搜索のための広告等の作成費用および記名被保険者の使用人の超過勤務手当ならびに記名被保険者が臨時に雇用した際に要する費用を含みます。ただし、警察署長へ行方不明の届出が行われた日から発見されるまでに支出したものに限ります。								
	使用人派遣費用	介護サービス利用者発見後に、記名被保険者の使用人を発見場所（*4）に派遣した場合の次の費用をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>往復の交通費</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>宿泊施設の客室料（*5）</td> </tr> </table>		①	往復の交通費	②	宿泊施設の客室料（*5）	使用人派遣費用	介護サービス利用者発見後に、記名被保険者の使用人を発見場所（*4）に派遣した場合の次の費用をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>往復の交通費</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>宿泊施設の客室料（*5）</td> </tr> </table>	①	往復の交通費	②	宿泊施設の客室料（*5）
	①	往復の交通費											
②	宿泊施設の客室料（*5）												
①	往復の交通費												
②	宿泊施設の客室料（*5）												
介護サービス	介護サービス利用者を見場所（*4）か		介護サービス	介護サービス利用者を見場所（*4）か									

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前			改定後		
	利用者帰宅費用	ら移送するために支出した費用（*6）をいいます。		利用者帰宅費用	ら移送するために支出した費用（*6）をいいます。
	親族対応費用	親族が事故の対応に要した費用（*7）について、記名被保険者が支出したものをいいます。		親族対応費用	<u>介護サービス利用者の親族が事故の対応に要した費用（*7）について、記名被保険者が支出したものをいいます。</u>
	謝礼金	捜索の協力者（*8）に対する謝礼に要した費用をいいます。		謝礼金	捜索の協力者（*8）に対する謝礼に要した費用をいいます。
(略)			(略)		
<p><u>（*2）第1条（用語の定義）「特定感染症事故」に規定する介護サービス利用者の感染症の発症を記名被保険者が認識した時をもって発生したものとみなします。</u></p> <p>（*3）訪問介護先の個人宅を除きます。</p>			<p>（*2）訪問介護先の個人宅を除きます。</p> <p><u>（*3）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。</u></p>		
(略)			(略)		
第15条（支払限度額および免責金額）			第15条（支払限度額および免責金額）		
(略)			(略)		
（2）当社は、下表の事故につき、第12条（業務固有補償④-介護業務）（5）			（2）当社は、下表の事故につき、第12条（業務固有補償④-介護業務）（5）		

超ビジネス保険（追加特約（賠償用））

改定前		改定後													
<p>に規定する損害の額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td>1事故かつ保険期間中につき100万円</td> </tr> <tr> <td>サービス利用者捜索事故</td> <td>1事故かつ保険期間中につき100万円。ただし、介護サービス利用者1名につき20万円を限度とします。なお、謝礼金については、1名または1法人につき5,000円を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table>		事故の種類	支払限度額	特定感染症事故	1事故かつ保険期間中につき100万円	サービス利用者捜索事故	1事故かつ保険期間中につき100万円。ただし、介護サービス利用者1名につき20万円を限度とします。なお、謝礼金については、1名または1法人につき5,000円を限度とします。	<p>に規定する損害の額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症事故</td> <td>1事故かつ保険期間中につき100万円</td> </tr> <tr> <td>サービス利用者捜索事故</td> <td>1事故かつ保険期間中につき100万円。ただし、介護サービス利用者1名につき20万円を限度とします。なお、謝礼金については、1名または1法人につき5,000円を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table>		事故の種類	支払限度額	特定感染症事故	1事故かつ保険期間中につき100万円	サービス利用者捜索事故	1事故かつ保険期間中につき100万円。ただし、介護サービス利用者1名につき20万円を限度とします。なお、謝礼金については、1名または1法人につき5,000円を限度とします。
事故の種類	支払限度額														
特定感染症事故	1事故かつ保険期間中につき100万円														
サービス利用者捜索事故	1事故かつ保険期間中につき100万円。ただし、介護サービス利用者1名につき20万円を限度とします。なお、謝礼金については、1名または1法人につき5,000円を限度とします。														
事故の種類	支払限度額														
特定感染症事故	1事故かつ保険期間中につき100万円														
サービス利用者捜索事故	1事故かつ保険期間中につき100万円。ただし、介護サービス利用者1名につき20万円を限度とします。なお、謝礼金については、1名または1法人につき5,000円を限度とします。														
<p>(3) (1) および (2) の「事故の種類」に規定する事故（*2）について、同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時（*3）もしくは場所または被害者の数にかかわらず、事故の種類ごとに「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時（*3）にすべての事故が発生したものとみなします（*3）。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>（*2）経済的事故を除きます。</p> <p><u>（*3）特定感染症事故においては、第1条（用語の定義）「特定感染症事故」に規定する介護サービス利用者の感染症の発症を記名被保険者が認識した時をもって事故が発生したものとみなします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		<p>(3) (1) および (2) の「事故の種類」に規定する事故（*2）について、同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、事故の種類ごとに「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>（*2）経済的事故を除きます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>													